

新宿区空家等対策計画に関する有識者会議設置要綱

28 新総危第 1248 号

平成 28 年 12 月 19 日

(設置)

第 1 条 新宿区の区域内に存する空き家等の適切な管理等に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく新宿区空家等対策計画(案)の検討を行うため、新宿区空家等対策計画に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者会議は、空家等対策計画（案）の作成に関し、専門的見地から意見を述べ、必要な助言及び提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 有識者会議は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、区長が委嘱する。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 3 人以内 |
| (2) 各種団体構成員 | 6 人以内 |
| (3) 警察及び消防職員 | 2 人以内 |
| (4) その他区長の認める者 | 4 人以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、空家等対策計画の策定が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、会長が招集する。

2 有識者会議は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 有識者会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総務部危機管理担当部危機管理課が担当する。

(会議の公開)

第8条 有識者会議の会議は、公開とする。ただし、有識者会議が公開することを不適当と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に有識者会議が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。